

具体的な事例から学ぶ

～考えよう！自分のこととして～

No. 20

発行：山口県教育委員会

令和5年9月8日

1 テーマ「児童生徒性暴力等（わいせつ行為・セクハラ行為等）」の禁止について

令和4年4月、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されました。この法律は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的としています。

児童生徒を守り育てる教職員として、同法の趣旨や規定を理解した上で、適切に対応しましょう。

● 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

【定義（概要）】

※ 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」により作成

＜児童生徒等＞同法第2条第2項関係

- ① 学校に在籍する幼児、児童又は生徒
- ② 18歳未満の者（前号に該当する者を除く。）

＜児童生徒性暴力等＞同法第2条第3項関係

※ 「児童生徒性暴力等」に該当する行為として、現在の運用上、児童生徒等に対するわいせつ行為等として懲戒免職処分の対象となり得る行為を列挙（刑事罰の対象とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。）

- ① 児童生徒等に性交等をする事又は児童生徒等をして性交等をさせること
- ② 児童生徒等にわいせつな行為をする事又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（①に掲げるものを除く。）
- ③ 淫行勧誘、児童買春周旋・勧誘、児童ポルノ所持・提供、性的姿態等撮影、性的映像記録提供・保管、性的姿態等映像送信等をする事（①及び②に掲げるものを除く。）
- ④ 児童生徒等に次に掲げる行為であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（①～③に掲げるものを除く。）。

イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること。

ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

- ⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（①～④に掲げるものを除く。）。

2 チェック（自分自身の認識や日頃の対応等について、改めて確認してみましょう。）

※ 文部科学省通知「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について（通知）」（令和3年6月11日）等を参考に作成

① 自身の認識について

- 「教員による児童生徒に対する性暴力等は、児童生徒の権利を著しく侵害し、児童生徒に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷などの影響を与えるものであり、決して許されるものではないこと」を理解していますか。
- 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に規定されている「児童生徒性暴力等」の定義を正しく理解していますか。（児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント（児童生徒等を不快にさせる性的な言動）も含まれることを理解していますか。）
- 児童生徒性暴力等を行った場合、原則として免職処分となることを理解していますか。
- 教職員が児童生徒に対して指導等を行う場合、児童生徒は、教職員との関係性への影響等を気にして、教職員の発言や提案等を拒絶できない、または、他の教職員に相談できない場合もあることを認識していますか。

② 児童生徒に対する個別指導について

- 児童生徒の個別相談を受けたり、個別指導を行ったりする場合には、管理職や同僚に告げてから対応するなど、必要な対策を講じていますか。
- 部活動指導における身体マッサージなど、児童生徒に対して身体的接触をしていませんか。（身体的接触が生じる指導をする場合には、周囲から誤解を受けないよう、管理職への事前相談や指導場所の工夫など、適切な措置を講じていますか。）

③ 児童生徒に対する発言について

- 児童生徒に対し、性的なからかいや冗談を言ったり、性的な内容の会話をしたりしていませんか。

④ SNS等による児童生徒との連絡について

- SNS等による児童生徒との私的な連絡は禁止されていることを理解していますか。（教職員による児童生徒に対する性暴力等に係る過去の事案では、児童生徒とSNS等により一対一で私的なやり取りをしていた事案が複数発生しています。）
 - ※ 児童生徒だけでなく、保護者や教育実習生との私的な連絡も禁止されています。
- SNS等により児童生徒に業務上必要な連絡をする場合、私的なやり取りに発展しないよう、以下のような具体的な対策を講じていますか。
 - SNS等により児童生徒に連絡する際は、業務上必要な連絡であっても、児童生徒と一対一で連絡をしない。（複数の人がお互いのやり取りを閲覧することができるグループ形式等で連絡する。）
 - 児童生徒からSNS等により個別の相談があった場合は、教職員一人だけの判断で対応するのではなく、必ず管理職に相談した上で、組織的な対応につなげる。（緊急を要する相談や児童生徒の身体生命に危険が生じている場合等、速やかに対応する必要がある場合は、適切に対応するとともに管理職へ報告する。）